

都道府県・市町村にて計画の内容を検討する際の留意点

資料5

(1) 認知症の人に 関する国民の 理解の増進等	(ア) 一人一人の希望に応じた多様な「本人発信」のあり方を認知症の人とともに考える
	(イ) 認知症サポーターの養成および活動につながる環境整備を認知症の人と共に推進する
	(ウ) 教育機関や行政機関、企業等と連携し、分かりやすい周知・広報を継続的に実施する
(2) 認知症の人の 生活における バリアフリー化 の推進	(ア) 生活等を営むうえでの障壁（バリア）を認知症の人と共に明確にする
	(イ) ハード・ソフト両面における障壁の除去に向けた方法を認知症の人と共に考える
	(ウ) 認知症の人の日常生活に係る多様な部局と連携する
	(エ) 認知症の人の日常生活に係る多様な企業・団体と連携する
	(オ) 認知症の人の「実現したい暮らし」を起点としてチームオレンジを整備する
	(カ) 独居の認知症高齢者が社会的支援につながりやすい地域づくりを推進する
	(キ) 災害対応に向けた取組を地域の認知症の人と家族等の参画・対話を基に進める
(ク) 金銭管理や消費行動を安心して行える環境を整備する	
(3) 認知症の人の 社会参加の 機会の確保等	(ア) 「社会参加」の機会を確保することの目的を認知症の人と共に考える
	(イ) 一人一人の希望に応じた多様な「社会参加」のあり方を認知症の人と共に考える
	(ウ) 多様なピアサポート活動等を促進する
	(エ) 認知症の人の発信を地域の社会参加の機会の創出につなげる
	(オ) 謝礼等を受け取る仕組みも活用しつつ、介護事業所等と企業等の連携を推進する
	(カ) 若年性認知症支援コーディネーターと連携・協働し、自分らしい生活の継続を支える
(4) 認知症の人の 意思決定の 支援および権利 利益の保護	(ア) いかなる場合も本人に意思決定能力があることを前提とした意思決定支援を促進する
	(イ) 幅広い対象に対して、わかりやすい形で意思決定支援等に関する情報提供を行う
	(ウ) 消費者被害防止に向けて機関を越えた連携体制を構築する
(5) 保健医療サービス および 福祉サービスの 提供体制の整備等	(ア) 都道府県・指定都市が中心となり、認知症疾患医療センターの課題やニーズを把握する
	(イ) 認知症サポート医の活動や役割を明確にしつつ、地域の相談体制・医療提供体制を強化する
	(ウ) 多様な専門職が訪問し、包括的にサポートする認知症初期集中支援チームのアウトリーチ機能を生かした連携体制を検討する
	(エ) 各市町村での認知症地域支援推進員の位置付け・役割を明確にする
	(オ) 若年性認知症の人の地域生活をサポートできるよう都道府県・市町村での連携体制を強化する
	(カ) 緊急時にも認知症の人の意思を尊重できるサポート体制を構築する
	(キ) 専門職の認知症に関する考え方をアップデートできるような教育体制を整える
(6) 相談体制の整備等	(ア) 住民主体の活動等とも連携し、相談体制の整備と地域づくりを一体的に推進する
	(イ) 認知症の人と家族等が互いに支えあう活動を推進する
	(ウ) 多様な背景・ニーズをもった認知症の人と家族等に対する相談体制を整備する
	(エ) 治療や介護と仕事の両立に向けた企業等の取組を支援する
	(オ) 認知症の人と家族等と共に認知症ケアパスを作成・更新・周知する
(7) 研究等の推進等	
(8) 認知症の予防等	(ア) 新しい認知症観に立って予防の趣旨・目的等の普及啓発を行う
	(イ) 科学的知見を踏まえて取り組む事業・導入サービスを検討する
	(ウ) 住民に身近な保健医療福祉サービス機関と専門的医療機関が連携して早期の気づき・対応を促進する